

社会保障教育について

○ 昨年7月にとりまとめられた「社会保障の教育推進に関する検討会報告書」を踏まえ、都道府県教育委員会や先生方の研究会の場での説明を順次実施中。今後も幅広く展開し、社会保障の理解を推進。

(映像教材)



社会保障って、なに？
～身近な人から学ぶ健康保険や公的年金の話～

文部科学省特別選定 中学校・高等学校向け
文部科学省選定 青年・成人向け

このDVDは健康保険・公的年金など社会保障制度についてわかりやすく紹介しています。誰にでも起こりうるリスクに対して、社会全体で支えるしくみである社会保障制度の意義を学んで頂くことを目的としています。

クイズ問題
Q. 公的年金の保険料は月に変わりますが？
1. 自分の老後のために積み立てられます。
2. 今の高齢者の年金にはな
Q. 公的年金は老後に受け取るもので、若い時には受け取れない。
1. ○ 2. ×
Q. 公的年金を受け取った後高齢者は健康保険の保険料を納付しなくてもいい。
1. ○ 2. ×

健康保険の事例 (ドラマ)
高校生の拓也は、健康保険について先輩に話を聞かに行きます。先輩の父親が手術を受けた際、治療費は100万円でした。でも、健康保険のおかげで自己負担額は…?

健康保険の概要 (解説)
健康保険はすべての人が加入し、病気や怪我で苦しむ人を助ける制度です。かかった医療費のうち3割を払うだけで済みます。さらに、大きな治療費がかかる場合は高額療養費制度によって負担が小さくなります。それでも必要な時に必要な医療を受けることができます。
(健康保険の事例 概観 約5分)

公的年金の事例 (ドラマ)
新卒の同級生・真希は、公的年金について聞かれます。前めた保険料はどのように使われるのでしょうか。お年寄りを支えるため？ それとも老後の自分の積立金？

公的年金の概要 (解説)
公的年金は社会全体でお年寄りを支える制度です。加入者は形勢、つまり働けなくなったら年金を受け取り、生活を保障されます。その他に、障害者になった場合や、働き手を失った遺族も対象となります。生活していくための所得が得られなくなる可能性は薄くもありません。そうとう時に社会全体で支えるしくみが公的年金制度です。
なお20歳になったら国民年金が年金保険料を納める義務を負います。
(公的年金の事例 概観 約9分)

健康保険・公的年金のまとめ (約4分)
学習のポイント (約2分)

企画 制作 厚生労働省 制作協力 (映)放送映画制作所
文部科学省特別選定/選定 平成25年11月27日 平成25年10月制作

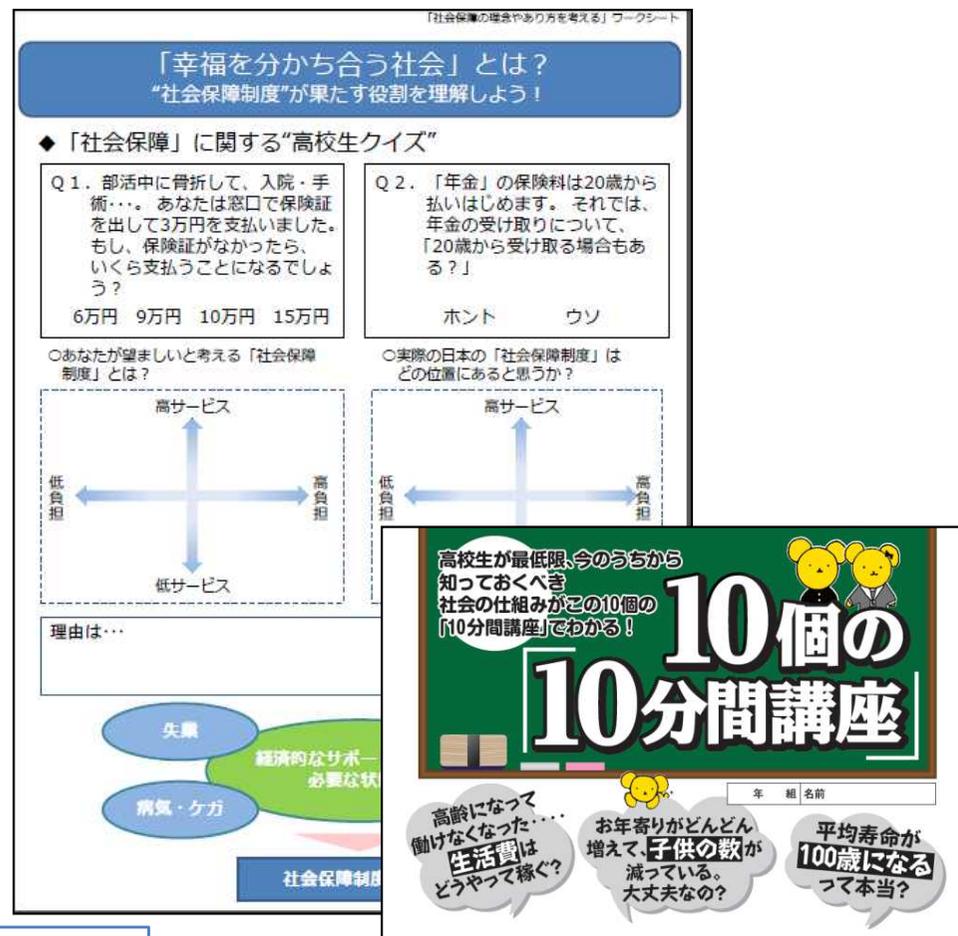
本ケースには映像教材を見ながら使用できるワークシートが同封されています。適宜コピーしてご利用ください。

ディスクの根拠のかわたDVDプレーヤーまたはDVDドライブのあるパソコンで再生してください。
形式 NTSC/COLOR 片道一冊 MPEG2 非売品

©このDVDの内容は、著作権者に無断で一部または全部を複製したり、複製、放送(複製、無断)、インターネットでの公開、有料上映、レンタル(複製、無断)を行うことは法律で禁止されています。

厚生労働省

(ワークシート)



「幸福を分かち合う社会」とは？
“社会保障制度”が果たす役割を理解しよう！

◆「社会保障」に関する“高校生クイズ”

Q1. 部活中に骨折して、入院・手術…。あなたは窓口で保険証を出して3万円を支払いました。もし、保険証がなかったら、いくら支払うことになるでしょう？
6万円 9万円 10万円 15万円

Q2. 「年金」の保険料は20歳から払いはじめます。それでは、年金の受け取りについて、「20歳から受け取る場合もある？」
ホント ウソ

○あなたが望ましいと考える「社会保障制度」とは？

○実際の日本の「社会保障制度」はどの位置にあると思うか？

高サービス
低サービス
低負担
高負担

理由…

失業
病氣・ケガ
経済的なサポート
必要な状況
社会保障制度

高校生が最低限、今のうちから知っておくべき
社会の仕組みがこの10個の「10分間講座」でわかる！

10個の10分間講座

高年齢になって働けなくなった…生活費は どうやって稼ぐ？
お年寄りがどんどん増えて、子供の数が減っている。大丈夫なの？
平均寿命が100歳になるって本当？

年 組 名 前

- ※ 文部科学省教育映像等審査制度において、
- ・ 中学校生徒向き・高等学校向き「文部科学省特別選定」
 - ・ 青年向き・成人向き「文部科学省選定」 に評価

都道府県、市町村、厚生局 主催のイベントで
ご利用ください。大人用としても好評です。
※出張授業もします。お問い合わせください。
(担当) 社会保障担当参事官室 松江、入部 (03-3595-2159)

教材のダウンロードは、

社会保障教育

検索

で、厚生労働省HPから可能です。

【目的】

社会保障・税一体改革は、国民の理解と協力を得ながら進めることとされており、特に、次世代の主役となるべき生徒・児童には、社会保障について、給付と負担の構造を含め、その意義を理解してもらうとともに、当事者意識を持って捉え・考えてもらうことが重要である。

こうした観点から、学識経験者及び関係団体の有識者による検討会を開催し、主に以下3点の実行により、社会保障に関する教育推進の機運を盛り上げるとともに、継続的・全国的に社会保障の教育が推進される環境作りに役立てることを目的とする。

- 社会保障に関して、発達段階に応じて理解してもらうべき内容・知識を整理する。
- 教育現場で役に立つ副教材（パンフレット）を作成する。
- その他、社会保障教育の推進に資する事項について検討する。

【委員】

梶ヶ谷 穰	神奈川県立海老名高等学校教諭	細野 真宏	(株) アーク・プロモーション代表
栗原 久	東洋大学文学部教授	増田 ユリヤ	教育ジャーナリスト
権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授（座長）	宮台 真司	首都大学東京都市教養学部教授
寺田 晃	全国社会保険労務士会連合会理事	宮本 太郎	中央大学法学部教授
広井 良典	千葉大学法政経学部教授		

【開催実績】

平成23年10月11日 第1回検討会開催（直近開催：平成26年6月23日 第9回検討会）

【これまでの検討内容等】

- 高校生向け副教材（ワークシート・ファクトシート）の作成・公開
- 地域社会保障教育推進事業（全国14の高校でのモデル授業）の実施
- モデル授業の結果や教育現場の実態を踏まえた、新たな教材の作成
- 映像教材の作成
- 見直し・作成した教材等について、モデル授業での検証 等

【現在の状況および今後の対応予定】

- 第9回検討会にて、教育検討会報告書を取りまとめ
- 今後は報告書の提言に基づき、教材や教育手法について教育現場等への周知活動を実施予定（教科書会社への情報提供、教員向け講習等の実施 等）

消費税転嫁対策について

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について①

厚生労働省における主な取組

- 転嫁対策特措法に係る違反被疑情報を受け付ける「情報受付窓口」を省内に6箇所設置。（医政局総務課・指導課・経済課、健康局総務課、社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室、政策統括官付社会保障担当参事官室）
- 違反被疑情報を受け付けた際には、事業者に対して、報告徴収・立入検査、指導・助言等を実施。（厚生労働省は、医療・介護・障害福祉・児童福祉・生活衛生・上水道・生活協同組合・労働関係等に係る事案を担当。）
- 所管業界団体に対して、法の周知や法の遵守の要請等により、適正かつ円滑な転嫁の実施を求めている。
- また、都道府県の厚生労働関係部局に対しても、所管の関係機関・事業者への転嫁対策特措法の理解及び遵守についての適切な周知・指導をしていただくよう平成25年度に通知を发出。

都道府県に対応していただく主な事項

税務主管部局に対して総務省より依頼している主な事項（※）

- ・ 転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報
 - ・ 違反被疑情報を受け付けた際の主務大臣等への通知
 - ・ 転嫁対策特措法の違反被疑情報を受け付ける「情報受付窓口」の設置
 - ・ 市町村に対しての同様の体制の確保等の要請
- ※平成25年度に既に行われたもの。

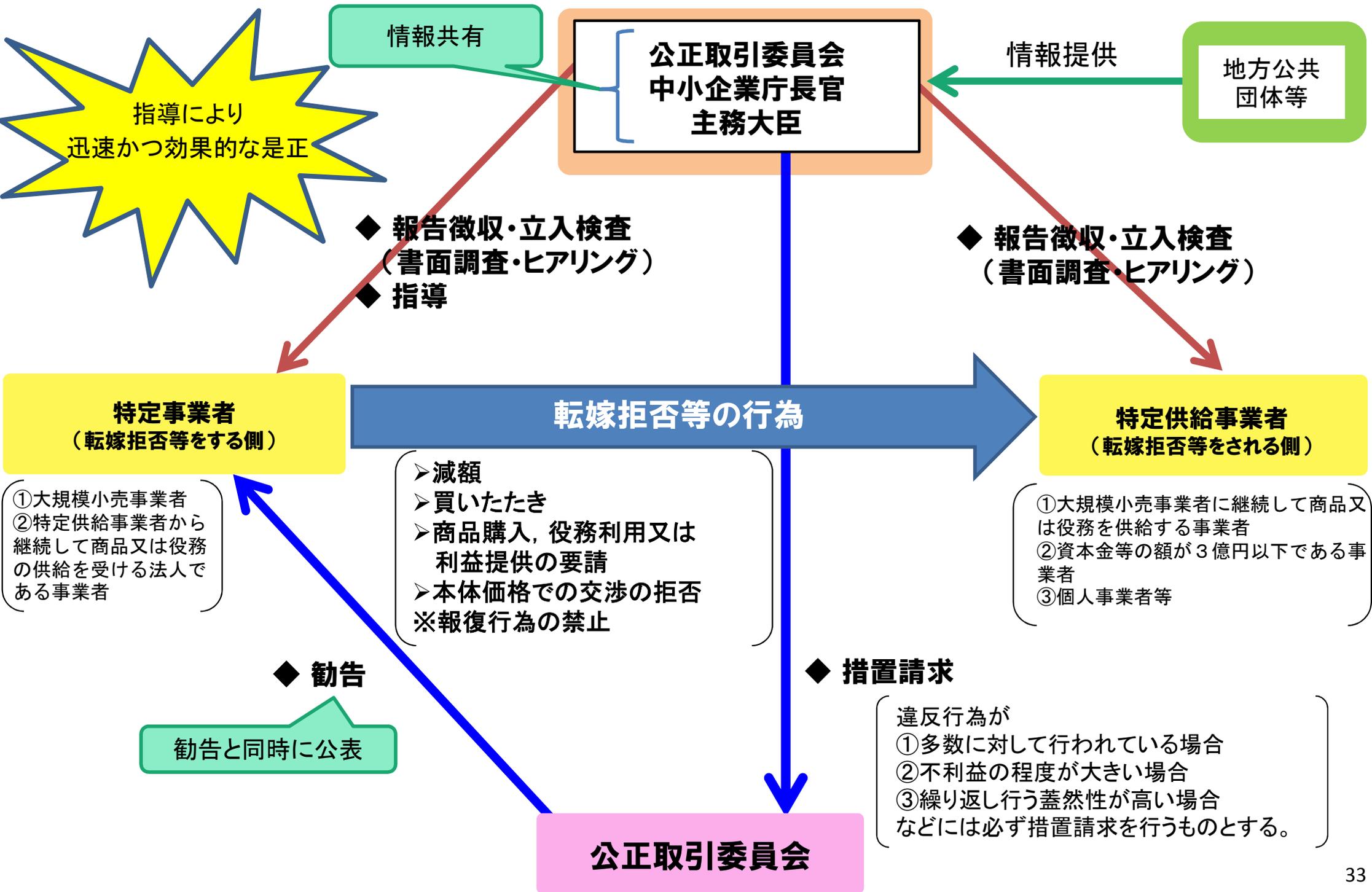
厚生労働関係部局に改めて対応していただく主な事項

- 貴部署内における特措法の理解及び遵守、所管の関係機関・事業者への転嫁対策特措法の理解及び遵守についての適切な周知・指導
- 都道府県における税務主管部局との連携による違反被疑情報・相談への対応

厚生労働関係部局において注意いただく事例

- 某市（公立病院）において、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったとき）の規定に違反する行為が認められたため、公正取引委員会より同市に対し勧告が行われたことを踏まえ、厚生労働省より通知（「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について」医政発0618第3号平成26年6月18日）を发出。
- 複数の自治体において、その管理するホームページ上に、利用料金から消費税分をサービスするといった、消費税の転嫁を阻害する表示が掲載されている事案があり、厚生労働省より改めて通知（「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法に関するガイドライン等の再周知について」雇児総発0210第1号平成27年2月10日）を发出。

(参考) 消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム (法第3条関係)



消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について②

- 消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税であるが、中小企業・小規模事業者を中心とした消費税の価格への転嫁に関する懸念を受け、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(「特措法」)(平成25年4月1日施行)に基づく取組が進められている。
- 今般、消費税率の10%への引き上げが平成29年4月に延期されることに伴い、特措法を改正し、適用期限が平成30年9月30日まで延長される予定。
- 国・地方自治体は、引き続き、特措法の遵守及び特措法に基づく消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組みが求められる。

消費税転嫁対策特別措置法の概要

1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

特定事業者（大規模小売事業者など）は、平成26年4月1日以降に共有する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止される。違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行う。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表する。なお、国、地方公共団体も、事業を行っていれば特定事業者該当する。

2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

事業者（事業を行う国、地方公共団体を含む。）は、平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止される。違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行う。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表する。

3 価格の表示に関する特別措置

事業者は、平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例を設ける。

また、事業者が、税込価格に併せて、税込価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用しないこととする。

4 消費税の転嫁及び価格の表示方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者は、平成26年度4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした事業者又は事業団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルを、届出等を条件として独占禁止法の適用対象外とする。

（国等の講ずる措置）

第十四条 （略）

2 （略）

3 国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

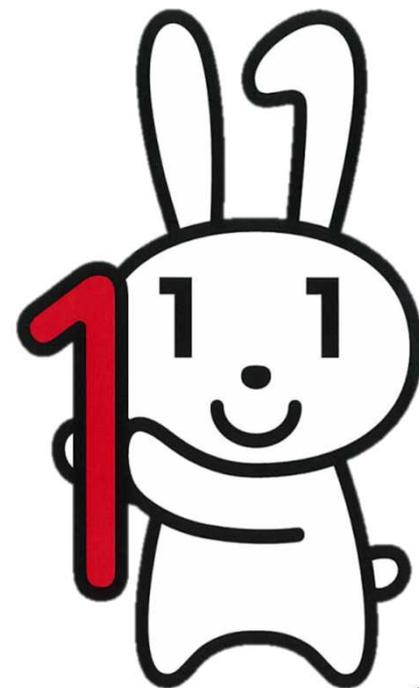
（公正取引委員会等への通知）

第十七条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、第三条又は第八条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対し、その事実を通知するものとする。

社会保障・税番号制度の 導入について

1. 番号制度の導入に向けて

- 社会保障・税番号制度の導入により、地方公共団体において生活保護、児童手当、介護保険といった社会保障分野の事務に個人番号を利用することとなります。
- これにより、同一の住民の方の情報を適切に管理することができようになるとともに、各種給付事務などに必要な、他の機関の保有する情報を、オンラインで共有することが可能になります。
- 地方公共団体における番号制度の導入準備については、当省の他、内閣官房、総務省から各種資料が提供されていますので、これら資料を確認の上、平成28年1月の番号利用開始及び平成29年7月の情報連携開始に向け、着実な準備を進めていただきますよう、よろしく申し上げます。



2. 番号制度導入の準備

番号制度導入に当たっては、計画的に、かつ、着実に準備を進めていくことが必要である。

準備事項	具体的内容	主な参照資料
番号を利用する事務の特定	<ul style="list-style-type: none">番号を利用する事務、当該事務の所管課及び関係課の確認(洗い出し)	<ul style="list-style-type: none">番号法 別表第一、別表第二主務省令厚生労働省令「主務省令事項の整理」
業務の見直し	<ul style="list-style-type: none">現在の業務(事務)フローを基に、個人番号を利用する時点を確認し、新たな業務フローを作成新たな業務フローの作成に合わせ、添付書類の削減など業務効率化を検討	<ul style="list-style-type: none">番号法 別表第一、別表第二主務省令厚生労働省令「主務省令事項の整理」特定個人情報データ標準レイアウト業務フローサンプル(5. 参照)
業務システムの改修	<ul style="list-style-type: none">社会保障関係システム改修要件の整理システム改修費用の予算措置(予算要求、厚労省への補助金申請)特定個人情報保護評価の実施システム改修の調達	<ul style="list-style-type: none">中間サーバーシステム方式設計書外部インターフェイス仕様書地方公共団体の対応例特定個人情報データ標準レイアウト特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)

平成28年1月番号利用開始、平成29年7月情報連携開始に向け着実な準備を！

3. 番号制度導入の準備に必要な法令等

番号法別表第一主務省令： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)

- 番号法別表第1に基づき、個人番号を利用する具体的な事務手続を定めたもの。

番号法別表第二主務省令： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)

- 番号法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会を行う具体的な事務手続、情報提供する特定個人情報の内容を定めるもの。

各種申請書等を改正する厚生労働省令： 各種様式への個人番号の追加等に関する厚生労働省令の改正

- 番号制度の施行に伴い、各種申請書様式や申請項目へ個人番号を追加するための厚生労働省令の改正を実施予定。(H27.2現在、デジタルPMOで改正内容を掲載中)

「主務省令事項の整理」： 番号法別表第一及び第二に規定される主務省令事項の整理

- 個人番号利用事務及び特定個人情報について、別表第1及び第2のそれぞれの項ごとに整理したもの。(デジタルPMOに掲載中)

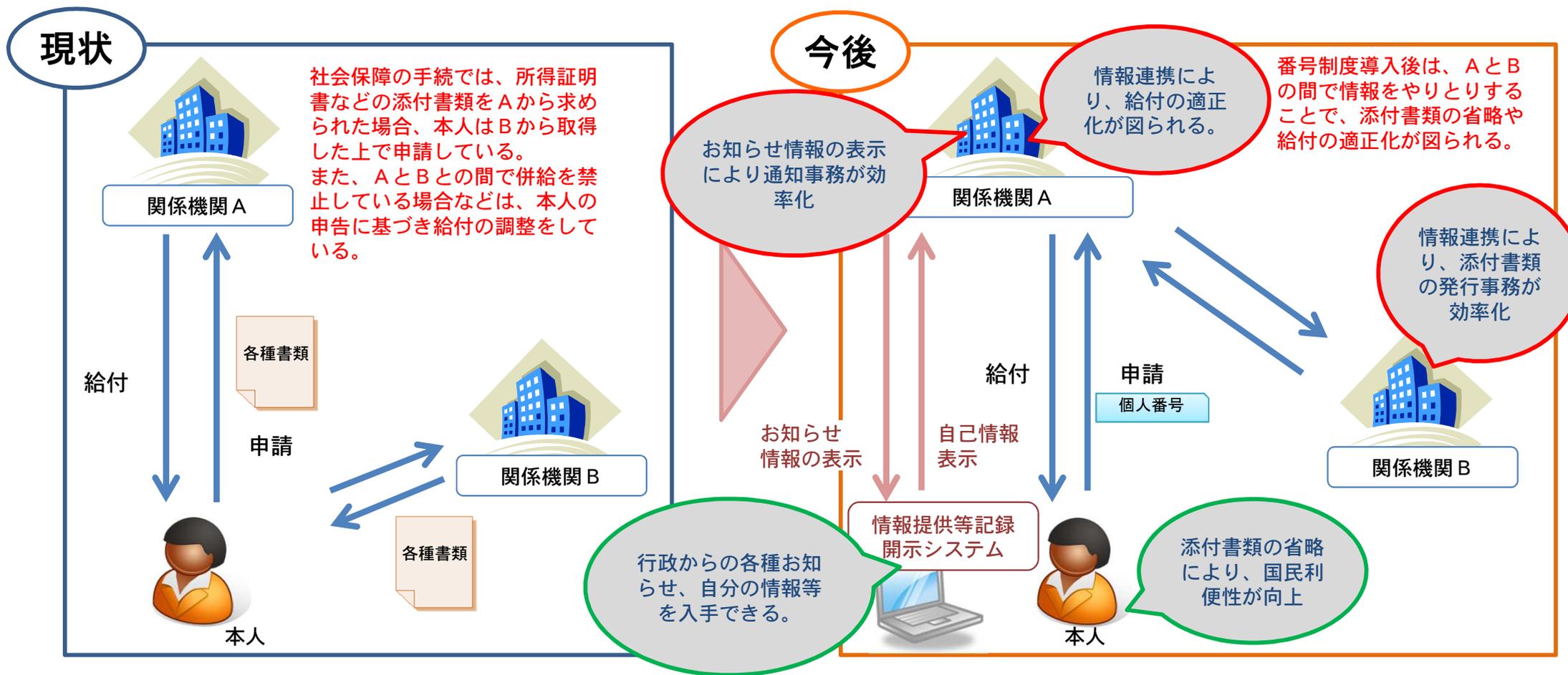
特定個人情報データ標準レイアウト（事務手続対応版）

- 特定個人情報毎のデータ標準レイアウトと「番号法別表第1及び第2に規定される主務省令事項の整理」による事務手続との対応を整理したもの。(デジタルPMOに掲載中)

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

- 地方公共団体が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針。
- 本ガイドラインを遵守しないと法令違反と判断される可能性あり。

4. 社会保障分野における番号利用による効果



- ① 住民票・所得証明書等の添付省略
- ② 異なる制度間における給付調整の確実性の向上
- ③ 情報提供等記録開示システムを活用したお知らせ情報の表示

5. 業務フローの確認及び見直し

- 各地方公共団体においては、個人番号利用事務、情報連携を行う事務とその内容、申請書等の変更などをご確認いただき、既存の業務フローの変更箇所等の確認を進めていく必要がある。

1 現行業務フローの確認

現行業務フローの確認(存在しない場合は作成)に当たっては、以下のポイントに注意する。

- ① 次の情報が網羅されているか。
 - ・業務関係者及び組織体(申請者、自団体の自組織職員及び他組織職員、他団体の関係者等)
 - ・取り扱う情報(申請情報、組織内で保有している情報、他組織から入手する情報等)
 - ・情報格納場所(業務システム、出力帳票等)
- ② 業務及び情報の流れ並びに処理の判断が明確かつ正しく整理されており、実際の業務と相違ないか。

2 見直し後業務フローの作成

現行業務フローを元に、以下の観点から番号制度導入後の業務フローを作成する。

- ① 情報連携で入手することになる情報は、文書照会・添付書類での確認からシステム間情報連携へ変更
- ② 制度導入に伴い業務処理の標準化、効率化の余地がないか(他業務と比較し複雑な処理がないか等)。

※業務フローサンプル(デジタルPMOに掲載)

社会保障関係事務・手続における番号制度導入後の業務フローサンプルを提示するので、参考の上、自治体独自の業務フローを作成すること(サンプルはあくまで一例であり、自治体の業務を踏まえて作成すること)。

6. 業務システム改修に係る国庫補助等

1 補助対象団体

都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)

※ 介護保険等の一部事務組合又は広域連合(以下「一部事務組合等」という。)も対象。

2 補助対象システムと対象経費等

(1) 補助対象システム

- ① 都道府県・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、健康管理のシステム
- ② 市町村・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分)、介護保険、健康管理、国民年金のシステム

(2) 対象経費

社会保障・税番号制度導入に必要な業務システムの改修(番号対応部分)に係る経費。

表 各年度事業における対象経費

事業	対象経費
26年度事業	システム設計、プログラム開発・単体テスト
27年度事業	プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト
28年度事業	総合運用テスト

※ 26年度に交付申請行っていない自治体(26年度に交付申請を行っていても申請額が基準額を下回る自治体も含む。)は、27年度に26年度事業分の申請が可能。

パッケージソフトの場合であっても、番号対応部分に係る対象経費を抽出した上で、上記区分に分けて申請する必要あり。

(3) 社会保障・税番号制度導入に必要なシステム改修の例

- 個人番号利用に伴う表示機能(画面、帳票)の改修
 - データベースにおけるデータ項目の追加
 - 個人番号による検索機能の追加
 - 情報連携に伴う業務プログラムの改修
(中間サーバーへの情報提供データの抽出、情報照会内容の表示等) 等
- ※ 中間サーバ・ハードウェアの整備経費等を除く。

3 補助額

- 補助対象経費として厚生労働大臣が認めた額の 2/3(国民年金、及び障害者福祉のうちの特別児童扶養手当については、10/10)
※ 千円未満の端数は切り捨て、地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。
- 国庫補助基準額は、予算の範囲内において、想定事業費(注)を基礎として人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用として算出。
- 基準額は、人口規模で公平に算出するため、単純に人口規模区分に当てはめるのではなく、自治体の人口数に応じて基準額が増加するように算出。また、1次交付、2次交付以降を通じて同様の算出方法とすることで、公平に算出。
- なお、基準額は、一般分及び国民年金・特別児童扶養手当分の区分で設定。各自治体は、当該区分ごとの配分額の範囲内で、システム別に事業費を配分し交付申請することが可能。

4 27年度予算政府案

27年度はシステム改修に必要な経費(プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト分)を要求。

■国庫補助の対象

番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)について、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助を措置。

(単位:億円)

項目		H26	H27要求
社会保障システム (国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理)	事業費	271.1	225.3
	国庫補助	185.3	154.2

■国庫補助率

・補助率 = 2/3 : 国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分※)、障害者福祉(特別児童扶養手当を除く)、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理
※後期高齢者医療広域連合については別途国庫補助を実施。

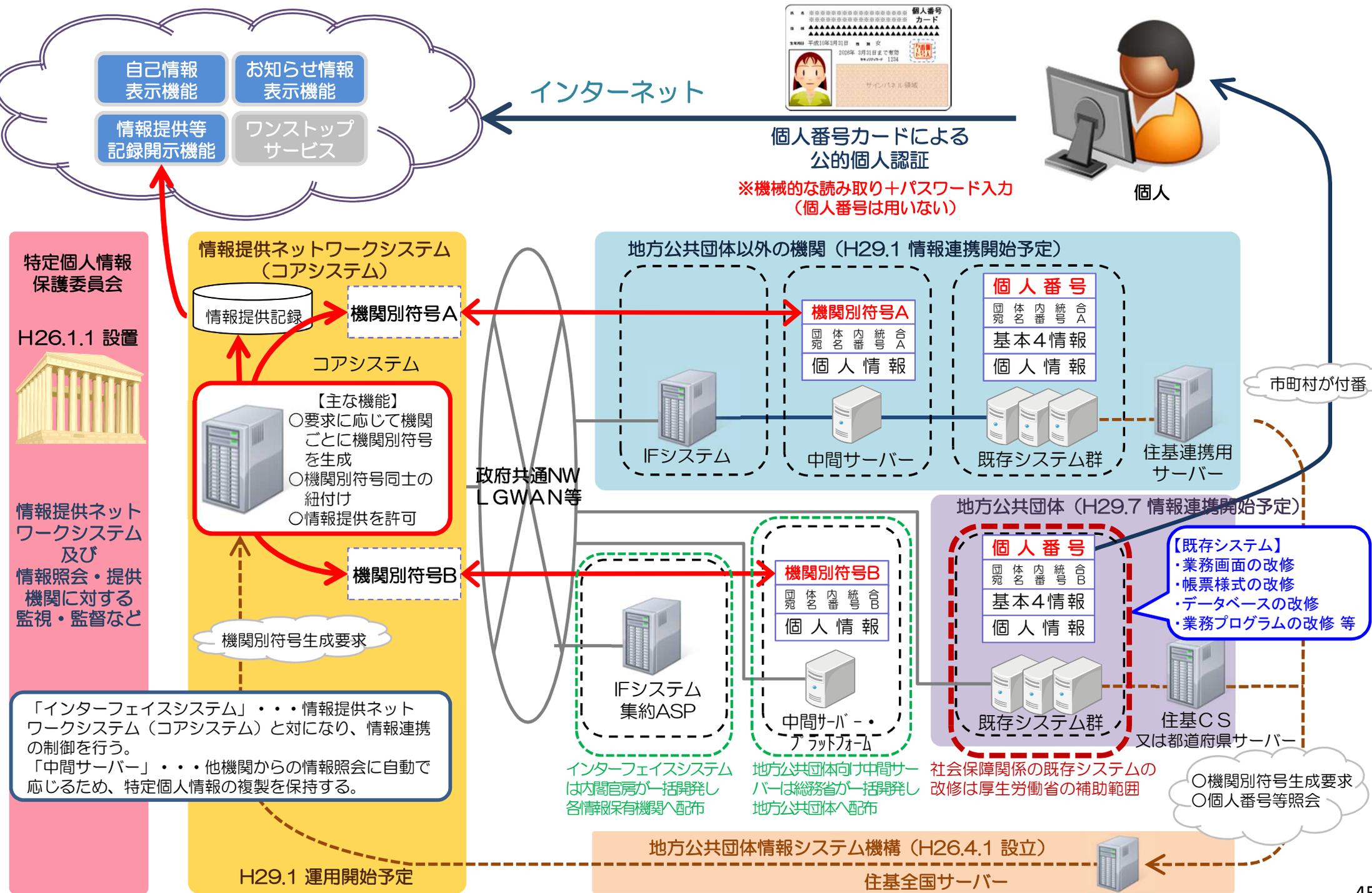
・補助率 = 10/10 : 国民年金、特別児童扶養手当

■社会保障システムの地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。

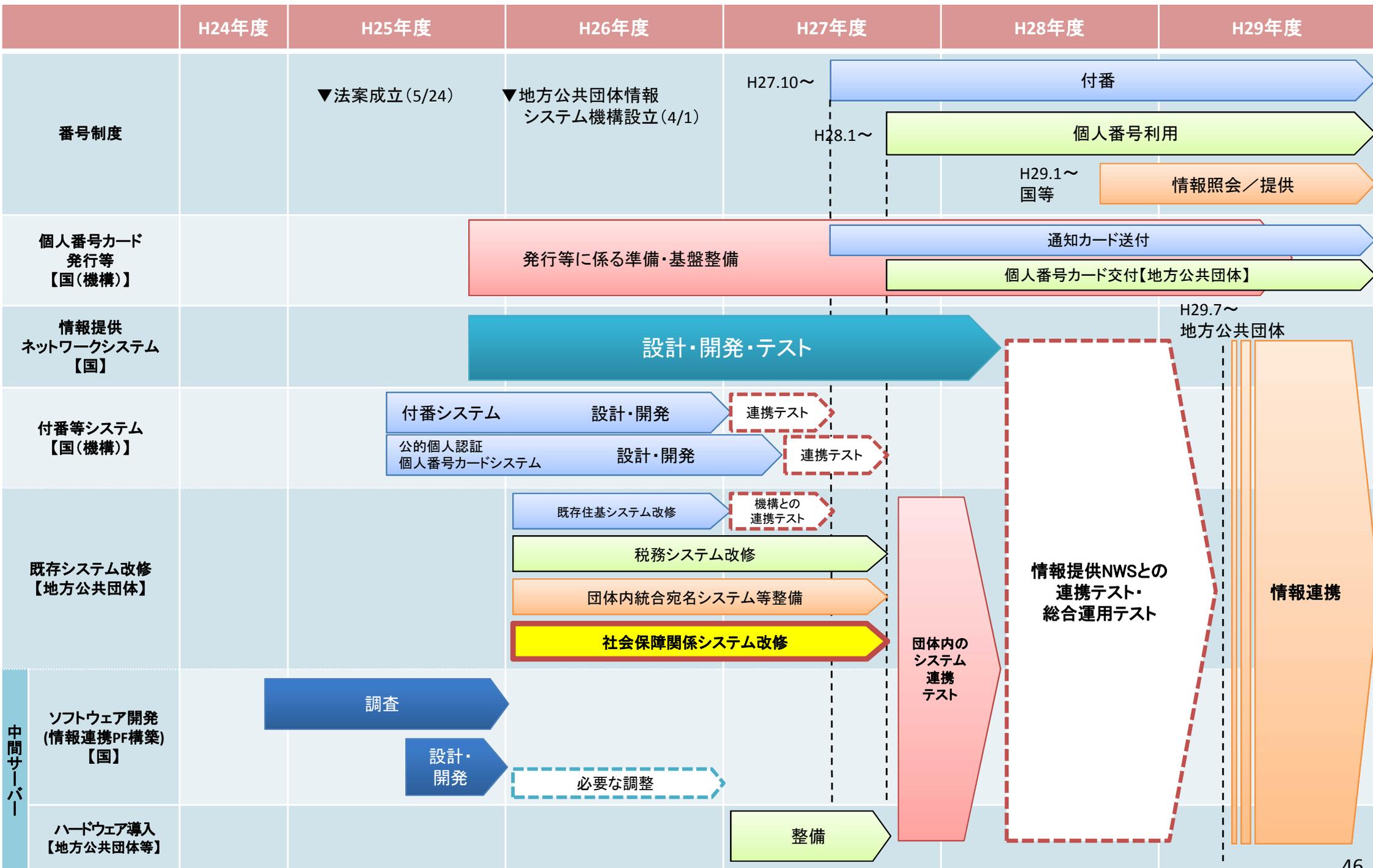
(参考) 地方公共団体の社会保障関係システム

システム名		概要
都道府県・市町村	生活保護システム	生活保護の対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	障害者福祉システム	障害者資格の管理、給付の管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	児童福祉システム	児童手当、児童扶養手当等の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理、その他保育所保育料の算定等を行うシステムを指す。
市町村	国民年金システム	国民年金第1号被保険者の資格、付加保険料、保険料の免除等、年金給付の情報の管理等を行うシステムを指す。
	国民健康保険システム	国民健康保険の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	介護保険システム	介護保険被保険者の資格管理・介護保険料の賦課・介護保険料の収納管理・受給者の台帳管理を行うシステムを指す。
	健康管理システム	乳幼児及び高齢者の予防接種管理対象者への予防接種の案内通知、接種履歴管理、その他保健衛生等の管理を行うシステムを指す。

(参考) 社会保障関係システム改修支援等の範囲



(参考) 番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



政策統括官(社会保障担当) 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
社会保障制度改革について (2ページ～16ページ)	社会保障担当 参事官室	政策第一係	井上 翔太	7691
地方創生について (17ページ～21ページ)	社会保障担当 参事官室	政策第三係	木原 大樹	7697
地方分権について (22ページ～27ページ)	社会保障担当 参事官室	政策第三係	木原 大樹	7697
社会保障教育について (28ページ～30ページ)	社会保障担当 参事官室	社会保障専門官	松江 憲	7679
消費税転嫁対策について (31ページ～34ページ)	社会保障担当 参事官室	政策第二係	岡本 裕太	7693
社会保障・税番号制度の導入について (35ページ～46ページ)	情報政策担当 参事官室	企画調整係	菊地 元	2246